

『新しい情報』



会員の皆様に、お役に立つと思われる情報を提供するものです。

政府刊行書籍、業界機関誌等から安全衛生に関する情報をお知らせするものです。概要ですので、詳細は資料引用欄にてお調べください

「テールゲートリフター操作業務が特別教育義務化」

荷物の積み卸しする際のテールゲートリフターの操作が特別教育の対象となります。

(1) これまで、最大積載量が5 t以上の貨物自動車について、荷物を積み卸しする作業を行うときに昇降設備の設置が必要でしたが、これに加え、2 t以上5 t未満の貨物自動車も対象となりました。

(2) これまで、最大積載量が5 t以上の貨物自動車について、荷物を積み下ろす作業を行うときに労働者へ保護帽（ヘルメット）の着用が必要でしたが、これに加え、次の貨物自動車が保護帽（ヘルメット）の着用対象となりました。

- ・最大積載量が2 t以上5 t未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上解放されているもの又は、開閉できるもの

- ・最大積載量が2 t以上5 t未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもので、これを使用して作業をおこなうもの

特別教育は令和6年2月施行、それ以外については令和5年10月施行

「エイジフレンドリー補助金」

近年高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。高齢者にとって危険な場所、負担の大きい作業を解消する取り組みに対して補助を行います。

期間 令和5年6月12日～令和5年10月末日

対象 危険な場所・負担の大きい作業の解消する取り組み（器具の購入・工事施工）

補助率 1/2（上限100万円）

申請場所 （一社）日本労働安全コンサルタント会

「自動車運転者の労働時間等の基準が改正」

1年の拘束時間 3,516時間→原則3,300時間（最大3,400時間）

1ヶ月の拘束時間 原則293時間（最大320時間）→原則284時間（最大310時間）

1日の休憩期間 継続8時間→継続11時間を基本とし、継続9時間

令和6年4月～適用